

深谷市耐震シェルター等設置補助金交付要綱

平成28年6月15日【市長決裁】

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安全で安心した生活のできる災害に強い住環境の整備を促進するため、市内における既存木造住宅に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する居住者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「耐震シェルター等」とは、公的機関により安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドで、市長が別に定めるものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる耐震シェルター等は、次に掲げる要件のいずれにも該当する市内の既存建築物（以下「補助対象建築物」という。）に設置するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した住宅（長屋及び共同住宅を含む。）又は併用住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）であって、新耐震基準施行日（昭和56年6月1日）以降に大規模な増改築を行っていないこと。

(2) 地上2階建て以下の木造在来軸組工法又は木造枠組壁工法により建築されていること。

2 前項の規定にかかわらず、公共事業の施行に伴い補償の対象となる既存建築物は、補助対象建築物としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象建築物の居住者

(2) 市税を滞納していない者

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、耐震シェルター等の設置に要する経費とし、10万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター等を設置する前に、深谷市耐震シェルター等設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、交付適合通知を受けなければならない。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

(2) 補助対象建築物の所有者及び建築年を明確にできる書類

(3) 補助対象建築物に居住していることが確認できる書類（住民票など）

(4) 補助対象建築物の平面図（耐震シェルター等の設置場所を表示したもの）

(5) 耐震シェルター等の設置に要する経費の見積書の写し（設置する耐震シェルター等のメーカー及び品名が記載されたものに限る。）

(6) 耐震シェルター等を設置することについて、補助対象建築物の所有者が同意していることを確認できる書類（申請者と補助対象建築物の所有者が異なる場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、耐震シェルター等を設置しようとする日の属する年度の2月末日までに申請し、かつ、当該年度の3月末日までに設置を完了しなければならない。

（補助金の交付適合通知等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、この要綱に適合していると認めるときは深谷市耐震シェルター等設置補助金交付適合通知書（様式第2号）により、適合していないと認めるときは深谷市耐震シェルター等設置補助金交付不適合通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により適合通知を受けた補助対象者は、申請内容等に変更があったときは、深谷市耐震シェルター等設置補助金交付申請変更申請書（様式第4号）に当該変更に係る書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

3 前条の規定により適合通知を受けた補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、深谷市耐震シェルター等設置補助金交付申請取下届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第9条 第7条の規定により適合通知を受けた補助対象者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、深谷市耐震シェルター等設置補助金完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、(2)及び(3)については、第6条の規定により申請した書類から変更があった場合に限る。

(1) 耐震シェルター等の設置の完了が確認できる写真

(2) 補助対象建築物の平面図（耐震シェルター等の設置場所を表示したもの）

(3) 耐震シェルター等の設置に要した経費の内訳書（設置した耐震シェルター等のメーカー及び品名が記載されたものに限る。）

(4) 耐震シェルター等の設置に要した経費の領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、耐震シェルター等の設置が適正に行われたと認めるときは、深谷市耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、深谷市耐震シェルター等設置補

助金交付請求書（様式第8号）に、前条に規定する通知書の写し及び振込先の申請者名義の通帳の写しを添えて、市長に補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の制限）

第12条 補助金の交付は、補助対象建築物のうち1棟につき1回限りとする。ただし、長屋及び共同住宅においては、1戸につき1回限りとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、深谷市木造住宅耐震化補助金交付要綱による補助金の交付決定の通知を受けているときは、補助金の交付は行わない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、深谷市耐震シェルター等設置補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助金の交付決定を取消することができる。

（補助金の返還）

第14条 補助対象者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

（実地調査）

第15条 市長は、状況に応じて必要と認める場合は、耐震シェルター等の設置に係る実地調査を行うことができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年3月9日【部長決裁】）

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和4年1月24日【部長決裁】）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の深谷市耐震シェルター等設置補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

○深谷市耐震シェルター等設置補助金交付要領

平成28年6月15日【市長決裁】

(趣旨)

第1条 この要領は、深谷市耐震シェルター等設置補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる耐震シェルター等)

第2条 要綱第2条の市長が定める耐震シェルター等は、地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、東京都が「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例紹介」の装置等部門で選定しているものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月9日【部長決裁】)

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。